

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和4年9月9日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和4年度第6回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和4年9月9日（金）午後1時30分から午後2時30分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (5) 議案第5号 中間管理事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (6) 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（8人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鈴木 一男 | 3番 前田 洋一 | 4番 相馬 安伸 |
| 5番 眞弓 一保 | 6番 青木 積 | 7番 東 慶子 |
| 8番 大竹 美鈴 | 9番 田村 昭敏 | |

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 岩下久美夫 | 2番 山川 登 | 3番 阪田 典人 |
| 4番 坂本 孝則 | 5番 原 正輝 | 6番 相馬 和幸 |
| 7番 高木 浩義 | 8番 西岡 信幸 | 9番 相馬 竜介 |

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和4年度第6回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいませようお願いします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

- ◎会 長 <あいさつ>
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

- 事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

- ◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に1番 鈴木委員、3番 前田委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主事を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。
それでは、議案書の2ページをご覧ください。
議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：曲手字風穴1591番3

地目：畑

面積：175㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を9月1日（木）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P4をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、今回売買される農地は現況山林の様相となっており非農地判断の対象ともなるような農地ですが、譲受人が今後農地へと再生するとのことであり、農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後も継続して大豆を作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は11,194㎡を耕作することになり、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として再生し使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断し

ます。
以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆2番推進委員 議案第1号の番号1について、2番推進委員が説明します。
申請者は現在熊本市在住ですが、以前は本町の■■■に在住されており、大豆等を中心に営農をされておりました。申請地については現在山林となっておりますが、農地へと再生する強い意欲も認められ、今後は大豆の作付で耕作されると聞いております。農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

◆9番委員 写真は実家の納屋でしょうか。

■事務局 そうです。

◎議長 他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成多数です。

よって議案第1号 番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第1号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 それでは、議案書の同じく2ページをご覧ください。
議案第1号 番号2を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字下中原2906番1

地目：畑

面積：472㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を9月1日（木）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P8をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、今後は息子さんも営農に参画される予定です。管理に必要な農業機械も完備されており、農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後は野菜を作付けされるとのことであります。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は5,525㎡を耕作することになり、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見を申し上げます。

◆1番委員

議案第1号の番号2について、1番委員が説明します。

申請者は菊陽町で多種目の野菜を作付されている農業者であり、先ほど事務局の説明にもありましたとおり、今後はご家族の営農支援もあります。申請者ご自身の営農経験も豊富であり、今後も継続して耕作されると聞いております。農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思っておりますので、

よろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 2 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)
全員賛成です。

よって議案第 1 号 番号 2 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として
意見決定とします。

次に議案第 1 号の番号 3 を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明を
お願いします。

■事務局

それでは、議案書の同じく 2 ページをご覧ください。
議案第 1 号 番号 3 を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字平ノ上 2 3 2 5 番

地目：畑

面積：2, 9 9 6 m²

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を 9 月 1 日（木）に実施しています。お
手元に配布しています「現地調査写真」の P 9 ～ P 1 1 をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、
お手元に配布しております調査書の農地法第 3 条（赤ラベル）の検討事項に
ついて検討した結果を説明します。

それでは、1 号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、今回売
買される農地は既に今回の譲受人が耕作されている農地であり、今後も後継
者と一緒で営農をされるとのことですので、農地の権利取得後は効率的な利
用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後も継続して芝を作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は菊陽町内だけで8,891㎡を耕作することになり、他の市町村でも耕作されていることから下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番委員

議案第1号の番号3について、1番委員が説明します。

申請者は昨年菊陽町の農地を購入された熊本市の農業者で、既に他の市町村で多くの農地を借り受けて芝を中心とした農業経営をされています。申請地についても以前から借り受けていたものであり、今後も継続して耕作されると聞いております。農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成です。

よって議案第1号 番号3は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に関連がありますので、議案第1号の番号4及び番号5を一括して議題

とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

それでは、議案書は同じく2ページをご覧ください。
議案第1号 番号4及び番号5を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。
申請地：戸次字水溜597番 外2筆
地目：田・畑
面積：6, 197㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を9月1日（木）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP12～P18をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、譲受人は菊陽町の認定農業者となっている農地所有適格法人の常時農業従事者であり、農地の権利取得後は同法人に農地を貸し付けて耕作されるため、効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後は人参を作付けされるとのことであります。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は6, 197㎡を耕作することになり、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見を
をお願いします。

◆ 2 番委員 議案第 1 号の番号 4 及び番号 5 について、2 番委員が説明します。
(代理：事務局) 申請者は菊陽町で経営改善計画を認定されている農業生産法人の常時農業従
事者であり、同法人は既に多くの農地を借り受けて人参を中心とした農業経
営をされています。申請地も今後は人参の作付を中心に行われると聞いてお
ります。農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと意見を預かっ
ていますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 4 及び番号 5 の案件について、賛成される委員の方の挙手
を求めます。

(全員挙手)
全員賛成です。

よって議案第 1 号 番号 4 及び番号 5 は、「許可相当とし、付すべき条件な
し」として意見決定とします。

次に議案第 1 号の番号 6 を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明を
お願いします。

■事務局 それでは、議案書の 3 ページをご覧ください。
議案第 1 号 番号 6 を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字向原 9 1 9 番 外 1 4 筆

地目：田・畑

面積：27,795㎡

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を 9 月 1 日（木）に実施しています。お
手元に配布しています「現地調査写真」の P 19～P 23 をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、
お手元に配布しております調査書の農地法第 3 条（赤ラベル）の検討事項に

ついて検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、今回贈与される農地は既に今回の譲受人が耕作されている農地であり、譲受人は菊陽町の認定農業者として農業経営改善計画を認定されています。農地の権利取得後は効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後も継続して人参を作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は30,435㎡を耕作することになり、下限面積の条件を満たしております。(下限面積50a)

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆8番推進委員 議案第1号の番号6について、8番推進委員が説明します。
申請者は菊陽町で経営改善計画を認定されている認定農業者であり、人参を中心とした農業経営をされています。近年体調を崩され早期の農地贈与を計画されました。今後は農地の管理センターで耕作されると聞いております。農機具等の管理体制も完備されており特に問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号6の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第1号 番号6は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第4条は、権利移動が伴わない自己転用でございます。
議案書4ページの議案第2号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字柿藪2787番1 外1筆

地 目：田

転用面積：827㎡

転用目的は、農業用資材置場です。

この議案につきましても、現地調査を9月1日（木）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP24～
P27をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は、農振農用地ですが軽微な変更により農業用施設用地となっています。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は農業振興地域の農用地区域であり、農業用施設用地に軽微な変更を行った農地であり、農業用施設であれば転用可能と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆6番推進委員 議案第2号の番号1について、6番推進委員が説明します。
申請者は米・麦に椿を加えた営農をされており、現在の農業用資材置場では手狭になったことから今回の転用を計画されたと聞いております。菊陽町の認定農業者でもあり、建築物もないことから周辺農地への影響に特段問題はないと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆6番推進委員 ここには建築確認不要なハウスを建てると聞いています。

■事務局 補足ありがとうございます。

◎議長 他にありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書5ページの議案第3号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：大字辛川字上屋敷1224番1 外3筆

地目：畑

転用面積：4,304㎡

転用目的は、建築条件付き売買予定地です。

権利は、所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を9月1日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP28～P31をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第一種農地です。

(10ha以上の広がりがある農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は北側を山林、東側と南側を宅地、西側を農地に囲まれた10ha以上の広がりがある農地で第1種農地であり、1種農地の転用の例外規定である住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため転用可能となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番委員

議案第3号の番号1について、1番委員が説明します。

申請者は熊本市で不動産業を営む法人です。今回の転用で西側には農地が残りますが、日照等には影響がでないように配置する計画です。雨水は敷地内に浸透枿を設置し、大雨にも対応できるよう設計されており、周辺農地への影響として特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第 3 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第 3 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和 4 年 8 月 31 日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書の P 6 から P 10 をご覧ください。

利用権設定が 6 件です。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

補足です。申請番号 2・3 番についても他町で認定農家であることを確認しています。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第 4 号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)
全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 菊陽町長より同じく、令和4年8月31日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。
議案書のP11をご覧ください。
議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は1件です。
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)
全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP12、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時30分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年9月9日

会長

議事録署名人

議事録署名人